

「地方独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」の改訂案に対して提出された意見及び考え方

別紙3

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	(個人)	<p>事業報告書(会計に関する部分に限る。)が地方独立行政法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を正しく示していると認められるかどうかについて報告することが求められている。</p> <p>しかしながら、公立大学法人横浜市立大学や公立大学法人岩手県立大学のように、そもそも事業報告書に財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を記載していない事例がある。</p> <p>したがって、事業報告書に記載すべき項目について定めることが必要であるとともに、そのような整備がなされるまでは、「事業報告書に財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況が記載されていない場合は、会計監査人は事業報告書の監査を要しない。」という定めを追加する必要がある。そうでないと、事業報告書に財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況が記載されていないにもかかわらず、会計監査人は、その監査報告書において、正しく示しているなどと虚偽報告をするおそれがある。</p> <p>横浜市立大学の事業報告書 https://www.yokohama-cu.ac.jp/univ/corp/finance/kessan/dr3e6400001aspl-att/R2JigyouHoukokusho.pdf</p> <p>岩手県立大学の事業報告書 https://www.iwate-pu.ac.jp/0de367ed080713a6803ba4ada066169e_2.pdf</p> <p>また、「事業報告書に対する監査は、財務諸表と密接に関連する会計に関する部分、すなわち、事業報告書の記載のうち、会計帳簿の記録に基づく記載部分について、財務諸表と矛盾する記載がないかどうか、確認的に行われるものと解される。」と書かれているが、そうであれば、監査報告書では、「事業報告書の記載のうち、会計帳簿の記録に基づく記載部分について、財務諸表と矛盾する記載がないかどうか」について報告すべきであり、「事業報告書(会計に関する部分に限る。)が地方独立行政法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を正しく示しているかどうか」の記載を求めるのは筋違いではないか。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。</p> <p>事業報告書は、地方独立行政法人が設立団体の長に財務諸表を提出する際、その参考として添付される書類であり、業務運営の状況を報告することを目的としています。そして、事業報告書に対する監査は財務諸表と密接に関連する部分、すなわち、事業報告書の記載のうち、会計帳簿の記録に基づく記載部分について、財務諸表と矛盾する記載がないかどうか、確認的に行われるものと解されます。</p> <p>また、地方独立行政法人が作成する事業報告書は、地方独立行政法人法第34条第2項において「設立団体の規則で定めるところにより作成」することとされ、その記載事項は設立団体の規則に委ねられており、こうした事業報告書を前提として監査が行われる仕組みとなっているところであります。、</p> <p>なお、本報告書は、表現の適正化の観点から以下の通り修正いたします。</p> <p>第6章「地方独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準」第5節「報告基準」第8「利益処分案、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書に対する報告」の記載のうち、</p> <p>1(2)イを、 「事業報告書(会計に関する部分に限る。)が地方独立行政法人の財政状態及び運営状況を正しく示しているかどうか」とし、 2(1)イを、 「事業報告書(会計に関する部分に限る。)が地方独立行政法人の財政状態及び運営状況を正しく示していると認められるかどうか」とします。</p>	無
2	(個人)	<p>第6章第5節「報告基準」の第8「利益処分案、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書に対する報告」に対して修正提案があります。</p> <p>1(2)の イ事業報告書(会計に関する部分に限る。)が地方独立行政法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているかどうかと 2(1)の イ事業報告書(会計に関する部分に限る。)が地方独立行政法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を正しく示していると認められるかどうかは、いずれかに揃えるべきではないでしょうか。</p> <p>また、 監査の対象が利益処分案、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書であること は、 報告の対象が利益処分案、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書であること に書き換えるべきと存じます。</p> <p>第8は、「利益処分案、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書に対する報告」であり、ここ以外は「報告」と記載されているので、ここだけ「監査」としない方が良いです。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。</p> <p>(1(2)イと2(1)イの平仄について) 本報告書は、表現の適正化の観点から以下の通り修正いたします。</p> <p>第6章「地方独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準」第5節「報告基準」第8「利益処分案、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書に対する報告」の記載のうち、</p> <p>1(2)イを、 「事業報告書(会計に関する部分に限る。)が地方独立行政法人の財政状態及び運営状況を正しく示しているかどうか」とし、 2(1)イを、 「事業報告書(会計に関する部分に限る。)が地方独立行政法人の財政状態及び運営状況を正しく示していると認められるかどうか」とします。</p> <p>なお、それぞれの文末の記載については、1(2)イが「報告事項」を、2(1)イが「監査報告書に記載する事項」を示したものであることから表現が異なっているものです。</p> <p>(「報告」と「監査」の表現の違いについて) 第6章第5節第8 2は、会計監査人が利益処分案、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書に対する報告を行う場合に、監査報告書への「記載事項」として監査の対象を示しているため、このような表現をしているところであります。、</p>	無
3	(個人)	私の学生時代の専攻は監査論でした。ごまかしのない出納は国も地方も一緒です。	ご意見として承ります。	無